

市川市建設工事等一般競争入札実施要領の一部を改正する要領 新旧対照表（令和 7 年 6 月 1 日）

現 行	改 正 後
（資格要件の決定） 第 3 条 （略） 2 （略） —	（資格要件の決定） 第 3 条 （略） 2 （略） <u>3 前 2 項の規定に関わらず、1 件当たりの設計金額が 5 千万円を超える建設工事等で、再度公告入札に付そうとするものについては、契約課長と協議を行い、所管の部長が資格要件を決定することができる。</u>
（資格審査申請） 第 6 条 当該建設工事等の入札に参加しようとする者は、次に定める書類に必要事項を記載し、前条の申請期間内に持参により提出しなければならない。 (1) （略） (2) 誓約書（様式第 3 号－1 又は__ 2） (3) 公共工事設計労務単価に係る誓約書（様式第 3 号－<u>1－2</u> 又は <u>2－2</u>） (4) （略） 2 （略）	（資格審査申請） 第 6 条 当該建設工事等の入札に参加しようとする者は、次に定める書類に必要事項を記載し、前条の申請期間内に持参により提出しなければならない。 (1) （略） (2) 誓約書（様式第 3 号－1 又は<u>1－2</u>） (3) 公共工事設計労務単価に係る誓約書（様式第 3 号－<u>2</u> 又は <u>3－2</u>） (4) （略） 2 （略）
（低入札価格調査基準価格等の非公表） 第 1 7 条 （略） —	（低入札価格調査基準価格等の非公表） 第 1 7 条 （略） <u>2 前項の規定に関わらず、建設工事においては、予定価格を入札執行前に公表することができる。</u>

工事について

次のとおり一般競争入札を実施するので公告する。

市川市長

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期限
- (4) 工事概要 別紙「工事概要書」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定するもののほか、次に掲げるいずれかに該当しない者であること
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札執行日前6ヶ月以内に、手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者（国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）
 - エ この公告の日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
 - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
 - カ 公告日前3ヶ月以内に、市川市が発注する建設工事について工事完成検査評定通知書により65点未満の通知を受けている者
 - キ 中小企業等協同組合（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるものが入札参加申請をした場合における当該協同組合の理事会の構成員が所属する他の法人又は個人
 - ク 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者
 - ケ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

- コ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けておらず、同法第27条の2第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- サ 以下に定める届出の義務を履行していない者
 - （ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- シ 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者
- (2) ・ 年度の市川市入札参加業者適格者名簿に登載されている者
- (3) 本市の 工事の格付等級が「 」ランクの者
- (4) 過去15年間に 工事を施工した実績がある者
- (5) 監理技術者を本工事に専任で配置できる者。ただし、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の職務を補佐する者を本工事に専任で配置する場合は、専任を要しない。

3 入札参加申請及び資格の確認

入札参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く。)
- (2) 申請時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 申請場所 管財部契約課
- (4) 申請方法 次の書類を申請期間内に持参のうえ提出する。なお、申請用紙は、公告日から申請締切日までの間、契約課で配付する。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書（市指定用紙）
 - イ 誓約書（市指定用紙）
- (5) 提出書類の編さん方法
 - ア ファイルはA4S（色）を使用し、表紙及び背表紙には、会社名及び本工事名を記入すること。
 - イ 綴じ方は、(4) ア、イの順に綴じること。
 - ウ 提出部数は1部。
- (6) 入札参加資格の有無
 - ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、年 月 日までに電話連絡し、後日その理由書を送付する。
 - イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、特に連絡はしないので、アの電話連絡がない場合には、次のとおり「一般競争入札参加資格者証」の交付並びに「委任状」及び「入札書」の配付を受けること。

(ア) 場所 管財部契約課

(イ) 期間 年 月 日 () から 年 月 日 () まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(ウ) 交付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

4 設計図書等の閲覧・貸出及び質問

入札参加資格が「有り」と確認された者に設計図書等の閲覧・貸出を次のとおり行う。

(1) 閲覧・貸出期間 年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(2) 閲覧・貸出時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 閲覧・貸出場所

(4) 閲覧・貸出の申込 設計図書等の閲覧・貸出の申込は 課に電話予約すること。また、返却は指定日時に従うこと。

(5) 設計図書等に対する質問 書面にて次のとおり行うこと。

ア 提出日時 年 月 日 () 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出先 部 課

ウ 回答期日 年 月 日 () に書面にて行う。

5 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

6 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

(2) 日時

7 入札について

(1) 入札金額の記載方法

入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とする。

なお、落札価格は、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とする。

(2) 入札に関する注意事項

ア 入札前に「一般競争入札参加資格者証」を提示すること。

イ 代理人又は復代理人により入札をする場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には、本人の記名とともに代理人又は復代理人が記名、押印すること。

なお、委任状は、代理人又は復代理人の印では修正できない。

ウ 第 1 回目の入札に際し、内訳書を提出すること。

内訳書の様式は、任意とし、細目までの金額を明示すること。

- エ 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- オ 予定価格以内の最低価格の入札をしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- カ 予定価格以内の入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を1回だけ行う。「一般競争入札参加資格者証」の交付を受けたものが1人である場合及び再度の入札者が1人となった場合においても、同様とする。
- キ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- ク 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。

(3) 入札の無効

- ア 参加資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人又は復代理人のした入札
- ウ 記名押印のない入札又は要領を知得することができない入札
- エ 入札内容を表示せず、また、一定の金額をもって価格を表示していない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2入札参加者以上の代理をした者の入札
- ク 郵便、電報及び電話による入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

8 契約の締結について

- (1) 契約を締結するときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金（市が定めた有価証券等の担保による代用も可とする。）を納めなければならない。ただし、履行保証保険に加入すること又は公共工事履行保証証券の発行を受けることにより、これを免除する。
- (2) 本件は議会の議決を要するので、仮契約を締結し、議決を受けたときに本契約が成立する。
- (3) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
- (4) 部分払の回数は 回以内とする。
- (5) 前金払は、 円を限度として、請求により請負金額の100分の40以内を支払う。
- (6) 中間前金払は、工事の中間段階において、当初の前金払と併せ 円を限度として、

請求により請負金額の100分の20以内を支払う。

- (7) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が2に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が7(3)に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。
- (8) 落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、工事発注担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

9 入札の参加制限

本工事の入札前において次の工事を落札した者は、本工事の入札には参加できない。

- (1) 工事
- (2) 工事

10 その他

- (1) 入札参加資格確認資料作成の説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 提出された入札参加資格確認資料の事情聴取は、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合を除き、実施しない。
- (3) 提出された入札参加資格確認資料は返却しない。
- (4) 落札者は、市川市建設工事指導要綱第9条の規定により、社会保険等未加入建設業者をすべての回数において下請負人とするのが原則できない。
- (5) 落札者は、下請を利用する場合は、可能な限り市内業者を利用するものとする。

11 問い合わせ先

公告の内容	管財部契約課	TEL 047-712-8593 (直通)
工事の内容	部 課	TEL
		内線

工事について

次のとおり一般競争入札を実施するので公告する。

市川市長

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期限
- (4) 工事概要 別紙「工事概要書」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事の入札参加者は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成した者とし、その資格は次のとおりとする。

(1) 共同企業体の結成に必要な資格に関する事項

- ア 各構成員は、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に規定するもののほか、次に掲げるいずれかに該当しない者
 - (イ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本工事の入札執行日前 6 ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - (ロ) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者(国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。)
 - (ハ) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者(国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。)
 - (ニ) この公告の日から入札執行日までの間において、市川市からの競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
 - (ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
 - (ヘ) 公告日前 3 ヶ月以内に、市川市が発注する建設工事について工事完成検査評定通知書により 6 5 点未満の通知を受けている者
 - (ニ) 中小企業等協同組合（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）第 3 条各号に規定する中小企業等協同組合
 - (ロ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係があ

る建設業者

(ケ) 入札に参加しようとする別の応募者の構成員との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

(コ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けておらず、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

(サ) 以下に定める届出の義務を履行していない者

Ⅰ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

Ⅱ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

Ⅲ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(シ) 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）

別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

イ 共同施工方式（構成員が一体となり施工する方式）で工事を施工するものとする。

ウ 共同企業体の構成員数は 社とする。

エ 共同企業体の代表者（以下「代表構成員」という。）は、構成員のうち最大の施工能力を有する者であること。

オ 代表構成員の出資比率は、構成員のうち、最大の出資率でなければならない。

カ 代表構成員の出資比率は %以上でなければならない。

キ 各構成員は、別に定める特定建設工事共同企業体協定書により、協定を締結しなければならない。

ク 本工事の共同企業体の構成員は、本工事の他の共同企業体の構成員を兼ねてはならない。

(2) 共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

ア 代表構成員に必要な資格

(ア) ・ 年度の市川市入札参加業者適格者名簿（以下「適格者名簿」という。）に登載されている者

(イ) 本市の 工事の格付等級が「 」ランクの者

(ウ) 過去15年間に おいて 工事を施工した実績がある者

(エ) 監理技術者を本工事に専任で配置できる者。ただし、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を本工事に専任で配置する場合は、専任を要しない。

イ 代表構成員以外の構成員に必要な資格

(ア) 適格者名簿に登載されている者のうち、 工事について建設業法に定める特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者

(イ) 本市の 工事の格付等級が「 」ランクの者

(ウ) 過去15年間に おいて 工事を施工した実績がある者

(エ) 工事に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者。ただし、特定建設業者が監理技術者を配置する場合にあっては、監理技術者補佐を本工事に専任で配

置する場合は、専任を要しない。

3 入札参加申請及び資格の確認

入札参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間 年 月 日 () から 年 月 日 () まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(2) 申請時間 午前9時から午後5時まで

(3) 申請場所 管財部契約課

(4) 申請方法 次の書類を申請期間内に持参のうえ提出する。

なお、申請用紙は、公告日から申請締切日までの間、契約課で配付する。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（市指定用紙）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（市指定用紙）の写し

ウ 特定建設工事共同企業体使用印鑑届（市指定用紙）

エ 誓約書（市指定用紙）

(5) 提出書類の編さん方法

ア ファイルはA4S（色）を使用し、表紙及び背表紙には、共同企業体名及び本工事名を記入すること。

イ 綴じ方は、(4) ア、イ、ウ、エの順に綴じること。

ウ 提出部数は1部。

(6) 入札参加資格の有無

ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、年 月 日までに電話連絡し、後日その理由書を送付する。

イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、特に連絡はしないので、アの電話連絡がない場合には、次のとおり「一般競争入札参加資格者証」の交付並びに「委任状」及び「入札書」の配付を受けること。

(ア) 場所 管財部契約課

(イ) 期間 年 月 日 () から 年 月 日 () まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(ウ) 交付時間 午前9時から午後5時まで

4 設計図書等の閲覧・貸出及び質問

入札参加資格が「有り」と確認された者に設計図書等の閲覧・貸出を次のとおり行う。

(1) 閲覧・貸出期間 年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(2) 閲覧・貸出時間 午前9時から午後5時まで

(3) 閲覧・貸出場所

(4) 閲覧・貸出の申込 設計図書等の閲覧・貸出の申込は 課に電話予約す

ること。また、返却は指定日時に従うこと。

- (5) 設計図書等に関する質問 書面にて次のとおり行うこと。

ア 提出日時 年 月 日 () 午前9時から午後5時まで
イ 提出先 課
ウ 回答期日 年 月 日 () に書面にて行う。

5 入札保証金に関する事項

入札保証金は、これを免除する。

6 入札の執行場所及び日時

- (1) 場所
(2) 日時

7 入札について

(1) 入札金額の記載方法

入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とする。

なお、落札価格は入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とする。

(2) 入札に関する注意事項

ア 入札前に「一般競争入札参加資格者証」を提示すること。

イ 代理人又は復代理人により入札をする場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には本人の記名とともに代理人が記名、押印すること。

なお、委任状は代理人又は復代理人の印では修正できない。

ウ 第1回目の入札に際し、内訳書を提出すること。

内訳書の様式は任意とし、細目までの金額を明示すること。

エ 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

オ 予定価格以内の最低価格の入札をしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

カ 予定価格以内の入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を1回だけ行う。「一般競争入札参加資格者証」の交付を受けたものが1共同企業体である場合及び再度の入札者が1共同企業体となった場合においても、同様とする。

キ 落札者となるべき同価の入札をした者が2共同企業体以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

ク 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。

(3) 入札の無効

- ア 参加資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人又は復代理人のした入札
- ウ 記名押印のない入札又は要領を知得することができない入札
- エ 入札事項を表示せず、また、一定の金額をもって価格を表示していない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他の共同企業体の代理人を兼ね、又は2共同企業体以上の代理をした者の入札
- ク 郵便、電報及び電話による入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

8 契約の締結について

- (1) 契約を締結するときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金（市が定めた有価証券等の担保による代用も可とする。）を納めなければならない。ただし、履行保証保険に加入すること、又は公共工事履行保証証券の発行を受けることにより、これを免除する。
- (2) 本件は議会の議決を要するので、仮契約を締結し、その議決を受けた時に本契約が成立する。
- (3) 落札者は、落札によって得た権利を第三者に譲渡してはならない。
- (4) 部分払の回数は 回以内とする。
- (5) 前払金は、 円を限度として、請求により請負金額の100分の40以内を支払う。
- (6) 中間前金払は、工事の中間段階において、当初の前金払と併せ 円を限度として、請求により請負金額の100分の20以内を支払う。
- (7) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が2に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が7(3)に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。
- (8) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、工事発注担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

9 入札の参加制限

本工事の入札前において、次の工事を落札した者を構成員に含む共同企業体は、本工事の入札に参加できない。

- (1)
- (2)

1 0 その他

- (1) 入札参加資格確認資料作成の説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 提出された入札参加資格確認資料の事情聴取は、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合を除き実施しない。
- (3) 提出された入札参加資格確認資料は返却しない。
- (4) 落札者は、市川市建設工事指導要綱第9条の規定により、社会保険等未加入建設業者をすべての次数において下請負人とするのが原則できない。
- (5) 落札者は、下請を利用する場合は、可能な限り市内業者を利用するものとする。

1 1 問い合わせ先

公告の内容	管財部契約課	TEL	0 4 7 - 7 1 2 - 8 5 9 3 (直通)
工事の内容	部 課	TEL	

誓 約 書

年 月 日

市 川 市 長

工 事 名

- 1 上記工事の入札参加に当たり、法令等を遵守し、談合等により入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。
なお、談合等の疑いが生じたときは、入札参加資格の取消その他市川市のとる措置に従い、一切の異議申立てをしないことを併せて誓約します。
- 2 落札、契約締結の運びとなったときは、市川市の設計図書等を十分検討してあるので、その設計図書等並びに市川市の指示に従い施工に当たることを誓約します。
- 3 市川市の要請により、下請、労働及び資材購入については、可能な限り市川市内の業者に発注することを誓約します。
- 4 工事請負契約においては、社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）をすべての回数において下請負人としなないことを誓約します。
 - （1）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - （2）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出 の義務
 - （3）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- 5 上記の申請にあたり、公告で定める入札に参加する者に必要な資格に関する事項を満たしていることを誓約します。

住 所
商号又は名称
氏 名

印

誓 約 書

年 月 日

市 川 市 長

工 事 名

- 1 上記工事の入札参加に当たり、法令等を遵守し、談合等により入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。
なお、談合等の疑いが生じたときは、入札参加資格の取消その他市川市のとる措置に従い、一切の異議申立てをしないことを併せて誓約します。
- 2 落札、契約締結の運びとなったときは、市川市の設計図書等を十分検討してあるので、その設計図書等並びに市川市の指示に従い施工に当たることを誓約します。
- 3 市川市の要請により、下請、労働及び資材購入については、可能な限り市川市内の業者に発注することを誓約します。
- 4 工事請負契約においては、社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）をすべての回数において下請負人としなないことを誓約します。
 - （1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - （2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - （3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 5 下請金額の総額は建設業法施行令の規定を遵守することを誓約します。
- 6 上記の申請にあたり、公告で定める入札に参加する者に必要な資格に関する事項を満たしていることを誓約します。

住 所
商号又は名称
氏 名

印

公共工事設計労務単価に係る誓約書

年 月 日

市 川 市 長

件 名 _____

上記の入札に参加し、落札、契約締結の運びとなったときは、下記の事項を遵守するとともに、公共工事設計労務単価が改定された場合においても同様に遵守することを誓約します。

記

- 1 技能労働者の賃金は、社会保険料（本人負担分）相当額を含む適切な水準の賃金にするるとともに、使用する労働者は社会保険等への加入を徹底します。
- 2 下請契約を締結する場合は、社会保険料相当額（事業者負担分及び本人負担分）を適切に含んだ契約とし、1と同様の対応を行うよう下請事業者に指導します。
- 3 市川市が本誓約について調査を行う場合は、全面的に協力します。
- 4 下請事業者に対しても2に関する調査を行う必要が生じた場合には、市川市に対して協力するよう、承諾を得たうえで下請契約を締結します。

住 所

商号又は名称

氏 名

印

誓 約 書

年 月 日

市 川 市 長

工 事 名

- 1 上記工事の入札参加に当たり、法令等を遵守し、談合等により入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。
なお、談合等の疑いが生じたときは、入札参加資格の取消その他市川市のとる措置に従い、一切の異議申立てをしないことを併せて誓約します。
- 2 落札、契約締結の運びとなったときは、市川市の設計図書等を十分検討してあるので、その設計図書等並びに市川市の指示に従い施工に当たることを誓約します。
- 3 市川市の要請により、下請、労働及び資材購入については、可能な限り市川市内の業者に発注することを誓約します。
- 4 工事請負契約においては、社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）をすべての次数において下請負人としなないことを誓約します。
 - （1）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - （2）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出 の義務
 - （3）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- 5 上記の申請にあたり、公告で定める入札に参加する者に必要な資格に関する事項を満たしていることを誓約します。

住所

共同企業体の

名称 特定建設工事共同企業体

住 所
構 成 員 商号又は名称
(代表者) 氏 名

印

住 所
構 成 員 商号又は名称
氏 名

印

公共工事設計労務単価に係る誓約書

年 月 日

市 川 市 長

件 名 _____

上記の入札に参加し、落札、契約締結の運びとなったときは、下記の事項を遵守するとともに、公共工事設計労務単価が改定された場合においても同様に遵守することを誓約します。

記

- 1 技能労働者の賃金は、社会保険料（本人負担分）相当額を含む適切な水準の賃金にするとともに、使用する労働者は社会保険等への加入を徹底します。
- 2 下請契約を締結する場合は、社会保険料相当額（事業者負担分及び本人負担分）を適切に含んだ契約とし、1と同様の対応を行うよう下請事業者に指導します。
- 3 市川市が本誓約について調査を行う場合は、全面的に協力します。
- 4 下請事業者に対しても2に関する調査を行う必要が生じた場合には、市川市に対して協力するよう、承諾を得たうえで下請契約を締結します。

住所 _____

共同企業体の

名称 _____ 特定建設工事共同企業体

住 所
構 成 員 商号又は名称
(代表者) 氏 名

印

住 所
構 成 員 商号又は名称
氏 名

印